

報告

平成17年度北海道医師会医事紛争 処理委員会郡市委員連絡協議会

常任理事・医療安全部長 山本 直也

標記会議を本年3月5日（日）午後1時から北海道医師会館で開催した。

加藤委員長の挨拶の後、榊山委員から北海道医師会医事紛争事案取扱状況について報告。

- ・平成17年4月から翌年1月までの新規事案は37件と昨年に比べて件数増加。
- ・診療科別では、整形外科12件、内科7件、産婦人科と外科が5件、脳神経外科と眼科が3件、泌尿器科が2件。
- ・最近の傾向としては、整形外科、産婦人科、脳神経外科などの事案が増加傾向。

次に、山本委員から日本医師会で開催された医療事故防止研修会、ならびに平成17年度都道府県医師会医事紛争担当理事連絡協議会について報告。

医療事故防止研修会は、土・日の2日間開催され、日医のリピーター対策としての取組みであり今後も開催される予定であり、多くの医師の自主的参加が望まれるとの説明があった。

教育講演では、当会の矢吹徹雄顧問弁護士より、「最近の判例からみた医療紛争」と題し、最近の判例を豊富に用い、さまざまな紛争事例について解説があった。

- ・訴訟提起から判決まで、最近では裁判所の



専門部や集中部、また遠距離の場合は電話会議などで訴訟の迅速化ということが試みられているが、1審で3年～4年程度かかっている。

- ・1審判決が支持される傾向が大きい。
 - ・訴訟では、文書等記録してあるものが証拠となるので、保存しておくこと。
- また、カルテ等は読める字で書くこと。
最後に、医事紛争処理に関する諸問題について協議した。

福島県立大野病院・産婦人科医逮捕についての質問では、加藤委員長から、このようなことが今後起きないように、札幌でも本年10月開始予定とされている厚労省「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業」の成果を踏まえ、中立的な第三者届出機関が設立されることが望まれるとの説明があった。

また、患者や家族に対する説明をビデオなどの映像と音声で記録することは法的には可能かとの質問では、

赤倉副委員長から、個人情報保護法の観点から、本人の了解を得る必要がある。例えば院内掲示でその旨を周知するという方法もあるが、ビデオで撮影する場合にはさらに慎重に対応する必要があり、院内掲示だけで済ますのではなく必ず本人の承諾を得てから撮影すべきである。また診療録と同様に第三者に見られないように厳重に保管すべきとの説明があった。

矢吹顧問弁護士からは、法的な問題はないが、医師が説明する際に記録したテープは、カルテの附属書類として考えその旨カルテに記載すべきである。患者の立場からすると、医師がいきなり録音を開始すると不安になることもあるので、やはり録音することを周知すべきであり、特に映像に関しては、本人の承諾を得てから撮影すべきである。記録は、きちんと説明したということを証明するものとなるので、医師側は記録されているまいが同じように説明し、それを恐れるものではないとのコメントがあった。

